

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る手数料  
(適合性判定手数料表、変更が軽微な変更に係る証明請求手数料)

分類				適合性判定	適合性判定(変更)	軽微な変更に係る証明請求手数料	
適合証あり(注1)	一戸建て住宅	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	5,800	4,100	4,100	
			当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満	11,300	8,000	8,000	
			当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	23,800	16,700	16,700	
			当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満	52,800	37,000	37,000	
			当該部分の床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満	94,700	66,500	66,500	
			当該部分の床面積の合計25,000㎡以上	119,000	83,500	83,500	
	一戸建て住宅以外の建築物	非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	11,300	8,000	8,000	
			当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満	19,500	13,800	13,800	
			当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満	31,600	22,200	22,200	
			当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	49,300	34,100	34,100	
			当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満	83,500	58,100	58,100	
			当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満	149,000	104,000	104,000	
			当該部分の床面積の合計25,000㎡以上	188,000	132,000	132,000	
			当該部分の床面積の合計25,000㎡以上	235,000	165,000	165,000	
適合証なし(注2)	一戸建て住宅	仕様基準又は誘導仕様基準	当該住宅の床面積の合計が200㎡未満	20,700	14,300	14,300	
			当該住宅の床面積の合計が200㎡以上	22,200	15,100	15,100	
		仕様・計算併用法(注3)	当該住宅の床面積の合計が200㎡未満	30,100	21,100	21,100	
			当該住宅の床面積の合計が200㎡以上	33,200	23,300	23,300	
		標準計算法(注4)	当該住宅の床面積の合計が200㎡未満	40,200	28,300	28,300	
			当該住宅の床面積の合計が200㎡以上	44,900	31,500	31,500	
	住宅部分	仕様基準又は誘導仕様基準	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	38,700	26,800	26,800	
			当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満	66,900	46,500	46,500	
			当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	120,000	84,800	84,800	
			当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上	183,000	127,000	127,000	
			仕様・計算併用法(注3)	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	59,800	42,000	42,000
				当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満	100,000	70,500	70,500
		当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満		175,000	122,000	122,000	
		当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満		256,000	179,000	179,000	
		当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満		304,000	213,000	213,000	
		当該部分の床面積の合計25,000㎡以上		354,000	248,000	248,000	
		標準計算法(注4)	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	81,000	56,800	56,800	
			当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満	135,000	94,600	94,600	
			当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	229,000	161,000	161,000	
			当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満	329,000	231,000	231,000	
			当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満	399,000	273,000	273,000	
			当該部分の床面積の合計25,000㎡以上	449,000	314,000	314,000	
		一戸建て住宅以外の建築物	非住宅部分の用途が工場等(注5)	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	11,300	8,000	8,000
				当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満	19,500	13,800	13,800
	当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満			31,600	22,200	22,200	
	当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満			49,300	34,100	34,100	
	当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満			83,500	58,100	58,100	
	当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満			149,000	104,000	104,000	
	上記以外の非住宅部分	モデル建物法(注6)	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	102,000	71,600	71,600	
			当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満	129,000	91,100	91,100	
			当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満	171,000	119,000	119,000	
			当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満	276,000	193,000	193,000	
			当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満	361,000	253,000	253,000	
			当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満	434,000	304,000	304,000	
		標準入力法等(注7)	当該部分の床面積の合計が300㎡未満	266,000	186,000	186,000	
			当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満	334,000	234,000	234,000	
当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満			431,000	301,000	301,000		
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満			615,000	430,000	430,000		
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満			758,000	531,000	531,000		
当該部分の床面積の合計10,000㎡以上25,000㎡未満			896,000	627,000	627,000		
当該部分の床面積の合計25,000㎡以上		1,020,000	715,000	715,000			

注1 計画提出又は計画通知に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第10条第1項の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

注2 (注1)以外の場合

注3 住宅部分の外皮性能を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を基準省令第1条第1項第2号ロ若しくは第10条第2号ロの基準により評価する方法又は住宅部分の外皮性能を基準省令第1条第1項第2号イ若しくは第10条第2号イの基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準若しくは誘導仕様基準により評価する方法

注4 基準省令第1条第1項第2号イ及び同号ロの基準により評価する方法又は基準省令第10条第2号イ及び同号ロの基準により評価する方法

注5 工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場又は火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

注6 一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法

注7 実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法

詳細は「新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例」をご参照ください